

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立朝日小学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解したりしようとするのが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最重要です。以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、総がかりでいじめの問題を克服することが大切である。いじめから子どもを守るためには、周りの大人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。特に学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要がある。

1) いじめの定義

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止等の対策のための組織

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任（学級担任）、生徒指導主任、養護教諭

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭、学校評議員、

P T A会長、P T A副会長、スクールカウンセラー、学校教育相談員、

巡回相談員、御殿場警察署員

4 いじめ防止等のための対策

1) 人権教育の推進

①道徳教育

- ・道徳の授業で未発達な考え方や道徳的判断力の低さからおこる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。

②人間関係づくりプログラムの実施

- ・学級づくりの一環として、人間関係づくりプログラムの実施をする。

2) 子どもの自主的活動の場の設定

①いじめ防止に関する啓発活動の実施（児童会）

- ・児童会主体で「いじめをしない、許さない」のキャンペーン活動等を行う。

②姉妹交流活動や全校レクリエーションの実施

- ・児童会が中心となって、挨拶運動、姉妹交流（ペア活動）等を行いながら、いじめの起きにくい学校風土をつくる。

3) 保護者や地域への啓発

①啓発活動

- ・生徒指導部が中心となり、学校だよりやPTA新聞による広報活動を通して、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

②PTA総会での周知

- ・いじめを未然に防止するため、また、早期発見早期対応のための活動を知らせて理解を求めるとともに、保護者と学校が協力しあって未然防止につなげることへの周知を図る。

③地域ボランティアとの連携

- ・朝の登校状況で気付いたことなどを共有していく。

4) いじめに関する教職員の研修

- ・いじめを未然に防止できるよう、生特い会議を通して気になる児童の共有を図り、ミニケース会議等を随時実施して、教職員の研修を深めていく。
- ・いじめ撲滅の第一歩は、より良い学級づくりにある。良い人間関係づくりができる教師を育てられるよう、学年主任を中心に校内研修を充実させていく。
- ・オンラインゲームやSNS等への子どもたちの関わり方について常に注意を向けるとともに、情報モラル教育や機器に関するリテラシーを啓発できるよう、必要な研修機会を設ける。

5) いじめの早期発見・早期対応

①いじめアンケートの実施

- a 学期に1回、学級担任が実施し、結果を生徒指導主任が管理職に報告する。
- b 実施後集約し、結果によって、いじめ防止対策委員会で対策を検討する。

②担任による教育相談の実施

- a 随時実施

③スクールカウンセラー、学校教育相談員による児童観察、本人や保護者との教育相談の実施

6) 新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷、差別や偏見等の防止

- ・「感染は悪いことではない」ことを教え、予防をしても感染してしまうことは誰にでもあることを理解させ、偏った見方からの差別や偏見が起きないようにしていく。
- ・感染流行地域への不要不急の外出を控えることや、マスク着用のマナー、手洗いうがいの徹底など、生活におけるエチケットや考え方を伝え、習慣化を図るよう努める。

7) いじめに対する措置

- ①いじめアンケート実施後、集約した結果を基にいじめの実態を分析し早期対応する。
 - ・いじめの兆候を把握したら速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認をする。
- ②重篤ないじめが確認された場合は、委員会を開催し、今後の対応について検討する。
(正確な事実把握・指導体制、方針・子どもへの指導、支援、保護者との連携)
 - ・調査結果について、速やかに教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
 - ・関係機関との連携をきめ細やかにいき、事案に適切に対処していく。
- ③いじめられた児童・生徒への配慮
 - ・いじめを受けた児童のケアを十分に行う。必要に応じて外部専門家の力も借りる。
- ④いじめた児童・生徒への対応
 - ・いじめた側の児童への指導を、背景を十分に踏まえた上で、きめ細やかに行う。
 - ・保護者への報告を速やかに行い、保護者への助言を丁寧にいき、また、家庭との連携を密にして、児童への指導体制を共有していく。
- ⑤経過の見守りと継続的な支援
 - ・継続して経過を観察し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的にいく。
 - ・ケース会議を計画的に開き、重大な事態にならないよう配慮していく。

8) 重大事態への対処

いじめの重大事態の定義

- ①いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・子どもが自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合 ・重大な傷害を負った場合
- ②欠席の原因がいじめであると思われ、相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することをあ余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③子どもや保護者から、いじめで①や②のような重大事態に至ったという申立てがあったとき。

ア) 調査

重大事態が発生した場合は御殿場市教育委員会に報告し市教委の指示に従い調査を行う。調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

イ) 各対応

- a 児童対応（担当：生徒指導主任）
 - ・臨時全校集会等の開催
- b 保護者対応（担当：教頭 生徒指導主任 学年主任）
 - ・臨時保護者会の開催
- c 報道機関対応（担当：教頭）
- d 警察対応（担当：教頭）
- e 外部機関との連携及び対応（担当：教頭）

* 対応については、窓口をしぼり、他の職員は情報や個人の感想等を出さないように注意する。